（削る）	
（削る）	
（削る）	
（削る）	
農山漁村六次産業化対策地方公共団体事業費補助金	
（略）	
農山漁村活性化対策推進交付金（都市農業機能発揮支援事業、広域ネットワーク推進事業のうち全国単位における取組、普及啓発等推進対策事業、商談会開催事業、鳥獣被害対策基盤支援事業及び全国ジビエプロモーション事業に係るものを除く。）	
（略）	
（削る）	
（削る）	
（削る）	
農業用施設等災害復旧事業費補助	
（略）	
（削る）	
（略）	
（削る）	
（略）	
（削る）	
（略）	
水産業共同利用施設復旧整備費補助金	
農業用施設災害復旧事業費補助	
農地災害復旧事業費補助	
海岸保全施設災害復旧事業費補助	

農山漁村六次産業化対策整備費補助金	
農山漁村六次産業化対策推進交付金	
農山漁村六次産業化対策整備交付金	
都市農村交流等対策事業費補助金（都市農業共生推進地域支援事業に係るものに限る。）	
（新設）	
（略）	
農山漁村活性化対策推進交付金（農福連携普及啓発等推進対策事業、全国単位における取組及び鳥獣被害対策基盤支援事業に係るものを除く。）	
（略）	
農業用施設災害復旧事業費補助	
農地災害復旧事業費補助	
海岸保全施設等災害復旧事業費補助	
（新設）	
（略）	
森林整備地域活動支援交付金	
（略）	
漁業経営安定対策地方公共団体整備費補助金	
（略）	
水産物加工・流通等対策地方公共団体整備費補助金	
（略）	
農業・食品産業強化対策推進交付金	
（略）	
水産業共同利用施設復旧整備費補助金	
（新設）	
（新設）	
（新設）	

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成十二年六月二十三日農林水産省告示第九百号の規定は、平成三十年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十九年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第七百十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十三年四月十三日農林水産省告示第五百三十八号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十三年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣　齋藤　健